

保 育 所 の 概 況

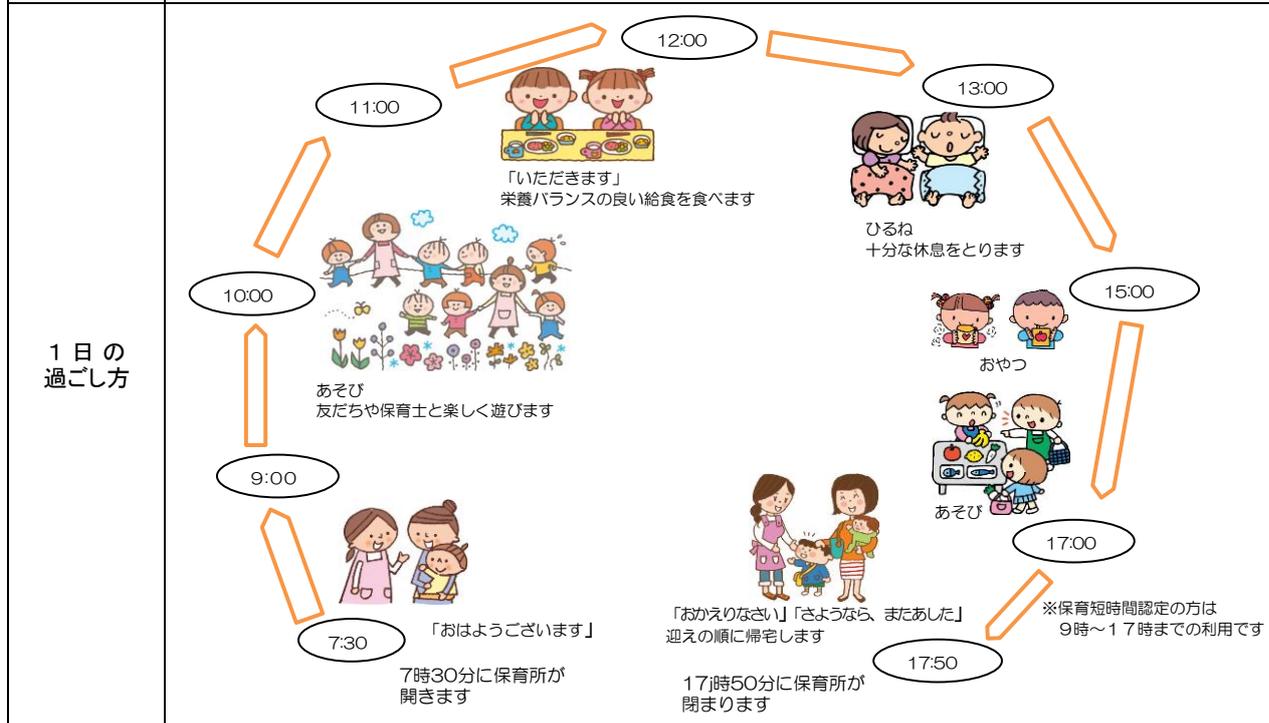
令和6年4月1日現在

保育所名	北九州市立 折尾保育所			施設長名	原 貴代美			
所在地	〒807-0834 北九州市八幡西区北鷹見町12番24号							
電話番号	093-691-0624	FAX番号	093-691-0624	認可年月	昭和23年7月			
設置主体	北九州市			運営主体 (設置主体と異なる場合)				
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()			2階建()		階部分)		
建物延床面積	685.57㎡							
利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	※利用児童数は 令和5年4月時点
2号定員	/			73人 (68人)		73人 (68人)		
3号定員				11人 (3人)	36人 (31人)		/	
開所時間	7:30	~ 17:50 (延長19:00)		保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00			
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)							
職員数	36人	内訳：施設長(1人) 保育士(31人) 調理員(委託業者4人) その他(0人)						

施設の目的
運営の方針
保育の方針

【施設の目的及び運営の方針】
 保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。
 保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。

【保育の方針】
 ○家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。
 ○保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。



保育所名	北九州市立 折尾保育所
------	-------------

年間行事 予 定	4月 進級式 クラス懇談会	10月 運動遊び(3,4,5歳児)・健康診断・ えんそく・あそぼう会
	5月 健康診断 シルエット劇場(5歳児)・あそぼう会	11月 保育参加月間、給食試食会(1,2,3歳児)
	6月 歯科検診(4,5歳児)・折尾神楽鑑賞 保育参観、給食試食会(3,4,5歳児)	12月 表現遊び(3,4,5歳児)・卒園児招待 クリスマス会・あそぼう会
	7月 セタ・プール開き・夏越祭 あそぼう会・卒園児招待会	1月 郵便ごっこ
	8月 プール大会・縁日ごっこ・ あそぼう会	2月 節分・あそぼう会
	9月 日帰り保育(5歳児)	3月 ひなまつり・お別れパーティー 卒園式・修了式

各種保育 事業の 実施状況	<p>《延長保育》 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。</p> <p>《障害児保育》 障害児と健全児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。</p> <p>《地域活動事業》 ・折尾神楽保存会の方に「大蛇(おろち)退治」等の演目を見せていただき、保育所で「子どもおろち」を披露しています。 ・あそぼう会を開催し(年6回程度)地域のお子さんと交流しています。</p>
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡します。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●保護者会費(月額 250円) → 行事プレゼントなどに使用するもの。 ●帽子代(1,100円) (年長クラスまで持ち上がります)
---------------------	--

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘔吐医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---